

はじめに

川越市景観計画の 策定の背景と目的

1	景観計画策定の背景と目的	2
2	景観計画の位置づけ	3
3	景観計画の区域	3
4	計画書の構成	4

「景観」は、河川や樹林などの自然的な要素や、建築物や道路などの人工的な構造物により形成され、そこで営まれている人々の生活と祭りやイベントなどの社会活動を表象したものと考えることができます。それは、一朝一夕に出来るものではなく、脈々と培われてきた歴史や文化、永きにわたって守られてきた自然、連綿と受け継がれた人々の営みにより醸成されてきたものです。

1 景観計画策定の背景と目的

川越は、城下町であるマチと近在の農村部であるサイとが、政治や経済、文化的交流を通して、一つのコミュニティを築いてきた都市です。そして、歴史の変遷の中で独自の作法や秩序が加わり、固有の自然、歴史、文化等を有する川越という都市の景観が形成されました。こうした川越の景観を保全し、育成し、創造することを、「都市景観の形成」と位置付けます。

川越市では、昭和 63（1988）年に「川越市都市景観条例（以下「旧条例」という。）」を制定し、優れた都市景観の保全及び創造を図ることにより、快適な都市の実現を目指してきました。旧条例に基づくさまざまな制度や啓発は、本市の都市景観の形成に先導的な役割を果たしてきました。

旧条例が目指してきた理念及び目的を踏まえ、都市景観行政のこれまでの取り組みを継承するとともに、より担保性のある良好な都市景観の形成を図るため、景観法（以下「法」という。）に基づく委任条例として、平成 26（2014）年 3 月に川越市都市景観条例(平成 26 年、条例第 17 号。以下「条例」という。)を制定し、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、施策を展開するにあたっての基本計画となる景観計画を策定しました。

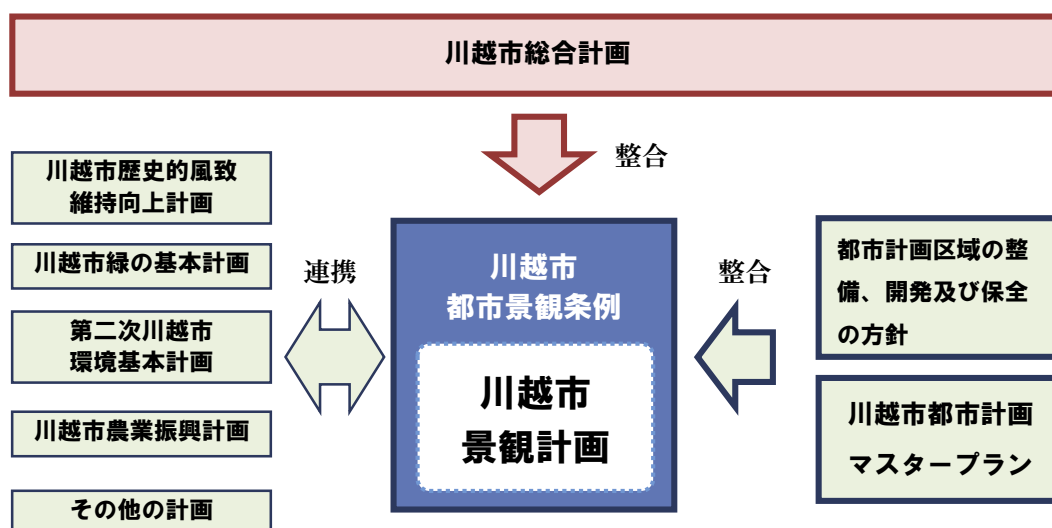
本計画は、自然に生まれ、歴史や文化に培われた人々の営みにより形成されてきた良好な都市景観を、市民と協働し、保全、育成及び創造を図っていくことにより、魅力あふれる快適な都市の実現を目指すことを目的とします。

2 景観計画の位置づけ

本計画は、「第3次川越市総合計画」のうち都市景観行政の個別計画として、都市景観形成の目標や基本的考え方、方針や行為の制限等を定めます。

また、本計画は、埼玉県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、本市が定める「川越市都市計画マスタープラン」に整合させるとともに、「川越市歴史的風致維持向上計画」「川越市緑の基本計画」「第二次川越市環境基本計画」「川越市農業振興計画」等の諸計画とも連携を図り、本市における都市景観の形成のマスタープランとして位置づけます。

○川越市景観計画の位置づけ



3 景観計画の区域

【法第8条第2項第1号】

本市は、城下町とその周囲の田園地帯が、人々の営みを通して密接に繋がり、固有の自然や歴史、文化等を共有しながら一体となり発展してきた都市です。その結果、多様な要素の中にもまとまりのある都市景観を形成しており、これまでも市内全域を対象とした都市景観の形成を図ってきました。

このため、法第8条第2項第1号の景観計画区域は、川越市全域とします。

4 計画書の構成

本計画は、以下に示すような構成となっています。

はじめに 川越市景観計画の策定の背景と目的

- 1 景観計画策定の背景と目的
- 2 景観計画の位置づけ
- 3 景観計画の区域
- 4 計画書の構成

第1章 川越市の景観特性

- 1 歴史の変遷に見る景観特性
- 2 川越市の景観特性
 - 歴史的景観の特性
 - 自然的景観の特性
 - 市街地的景観の特性
- 3 地区別の景観特性

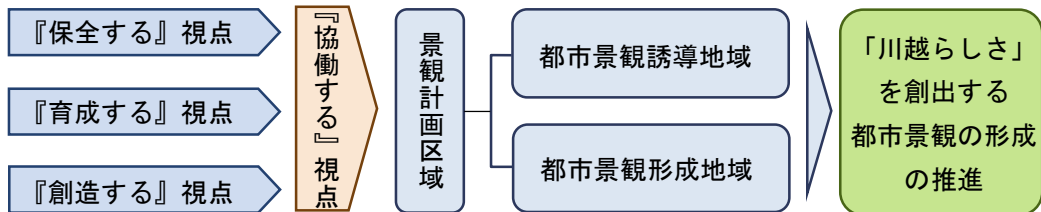
第2章

協働による都市景観の形成の取り組み

- 1 協働による都市景観の形成
- 2 川越市による都市景観の形成
- 3 市民による都市景観の形成の活動
- 4 景観まちづくり年表

第3章 都市景観の形成の目標と基本的考え方

- 1 都市景観の形成の目標
- 2 都市景観の形成の基本的考え方
- 3 地域の設定



第4章

都市景観の形成に関する方針と行為の制限

- 1 都市景観の形成に関する方針
- 2 届出対象と都市景観形成基準
- 3 屋外広告物に関する事項

第5章

重要な景観資源の保全と育成

- 1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 2 景観重要公共施設の整備等に関する事項

第6章

良好な都市景観の形成に向けて

- 1 都市景観の形成の推進方策
- 2 都市景観の形成に向けた推進組織

資料編